

しんきん自動振込サービス規定

第1条（しんきん自動振込サービス契約の成立）

当該取引に係る契約は、当金庫がお客さまからこの規定の取引に係る当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときに成立するものとします。

第2条（振込指定項目の届出）

自動振込サービスのお取扱いにあたっては、あらかじめ受取人、振込月、振込日、振込金額などをご指定のうえ、取引店へお届けください。当金庫は指定された日に指定金額を口座振替の方法により、申込人の預金口座から引落しのうえ、受取人預金口座へ振込いたします。この場合、預金引落通知または振込領収書等の発行は省略させていただきます。

第3条（手数料）

このお取扱いにあたっては、契約手数料のほか、お振込のつど当金庫の「手数料一覧」に示す振込手数料をいただきます。

第4条（振込日）

振込日が休業日の場合は、翌営業日を振込日として処理いたします。

第5条（振込額）

振込額は原則として毎回一定金額といたします。
振込月は毎月のほか、ボーナス月などの特定月も指定できます。

第6条（指定預金口座からの引落し）

指定預金口座からの引落しについては、当座勘定規定、普通預金規定、総合口座取引規定またはカードローン規定にかかわらず、当座小切手の振出し、または普通預金通帳・払戻請求書の提出を必要とせず、当金庫所定の方法により処理いたします。

なお、振込手数料についても同様の方法により処理いたします。

第7条（指定預金口座の残高不足時の処理）

指定預金口座の残高が、振込日の定められた時限において振込額および振込手数料の合計額に満たない場合は特に通知せず、その月の振込は取止めいたします。

なお、「定められた時限」とは当金庫が自動振込手続きを行う時とし、将来変更される場合があります。

第8条（振込の取止め）

- ①振込を取止める場合は解約申込書をご提出ください。
- ②振込を1回のみ停止する場合は、停止依頼書をご提出ください。

第9条（振込内容の変更）

振込内容を変更する場合は、変更申込書をご提出ください。

第10条（受取人口座の解約）

受取人口座が解約された場合には、解約手続き、または振込指定口座の変更手続き等をお取りください。手続きを取られない場合にはお振込みが継続され、別途、振込手数料等の負担が発生します。

第11条（解 約）

この契約は次の場合に解約となります。なお、これらの場合には、解約通知を省略させていただきます。

- (1) この契約は、振込期間の満了をもって自動的に解約いたします。
- (2) 引落口座が解約された場合は、この契約も自動的に解約されたものとして処理いたします。
- (3) この契約は、当金庫が必要と認める事象が発生した場合はいつでも解約できるものといたします。

第12条（規定の変更等）

- (1) 本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭掲示、当金庫ホームページおよびその他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める1ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。